

「アルミ灰（集塵ダスト焼却炉）の改善完了報告について」

当社は、当社白河工場に設置しておりますアルミ灰焼成炉から排出基準（一立方メートル当たり5ナノグラム以下）を上回るダイオキシンが含まれていたとして、平成17年4月15日に福島県県南地方振興局より、平成17年7月15日までに「同施設の排ガス中のダイオキシン類濃度を排出基準に適合するように改善すること」との改善命令を受けておりました。

その後、基準値超過の原因究明とそれに伴う改善工事・改善処置を実施し、当局立ち会いでのダイオキシン類測定を実施いたしました結果、一立方メートル当たり0.78ナノグラムでありましたので、平成17年7月4日付けにて設備の改善が完了した旨の「廃棄物焼却炉改善報告書」を提出いたしました。

平成17年7月11日に改善確認調査の実施があり、平成17年7月12日付けにて、福島県県南地方振興局より改善処置が完了した旨の通知書を受理いたしましたのでご報告申し上げます。

当社といたしましては、今後とも、環境に対する取り組みには一層努力いたす所存でありますので、引き続いての当社に対するご支援の程を心からお願い申し上げます。